

# 資格喪失申出書

ベネッセグループ健康保険組合 御中

私は任意継続保険の被保険者資格を喪失することを申し出ます。(40歳～64歳の介護保険第2号被保険者の方は同時に介護保険の被保険者資格も喪失されることになります) 記入日：令和 年 月 日

被保険者等番号：20— \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

住所：〒 \_\_\_\_\_

TEL：( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

資格喪失日：令和 年 月 日

\* **資格喪失日は重要ですので、ご記入の際は下記の＜資格喪失日について＞を必ずご確認ください。**

～以下の項目につきましてはいずれかにチェックをお願いします～

資格喪失理由：被保険者となった日より起算して2年を経過したため

被保険者が死亡したため

保険料の納付期日までに保険料を納めなかったため

就職により健康保険の強制または任意包括の被保険者となったため

船員保険の被保険者となったため

後期高齢者医療の被保険者になったため

脱退を希望するため ※ご提出後の取消はできませんのでご注意ください。

(健保組合に資格喪失申出書が受理された日の属する月の翌月1日付で喪失します。)

任意継続保険の被保険者証もしくは有効期限内の資格確認書をお持ちの場合：

この申出書に添付  月 日までに必ず返送します

(任意継続保険の被保険者証並びに資格確認書は資格喪失日以降、使用不可となりますので、資格喪失日以降速やかに当健保へご返送ください)

資格喪失証明書の発行：必要 不要 ※健康保険において未来日の喪失はできず喪失証明書は喪失日以降の発行となります。

## <資格喪失日について>

・被保険者となった日より起算して2年を経過したとき

任意継続保険の**資格取得日の2年後**。資格取得日がR6年4月1日の場合は、R8年4月1日となります。

・被保険者が死亡したとき

被保険者が死亡した日の**翌日**となります。(被扶養者がいる場合は同時に資格喪失となります)

・保険料の納付期日までに保険料を納めなかったとき

保険料納入最終月の**翌月11日**。ただし保険料納入最終月の翌月10日が銀行休業日の場合は**翌銀行営業日の翌日**。たとえば、4月分の未納により任意継続保険をやめられる場合、4月10日が土曜日に当たっていれば4月分の月払いの納付期限は4月12日(月)となるため、**資格喪失日は4月11日(日)ではなく4月13日(火)となります。**

・就職により健康保険の強制または任意包括の被保険者となったとき

就職先で新たに健康保険に加入された日(=資格取得日)と**同日**。たとえば9月1日から就職し、同日付で新しい健康保険に加入された場合、**任意継続保険の資格喪失日は8月31日ではなく、9月1日となります。**

・脱退を希望するとき

**健保組合に資格喪失申出書が受理された日の属する月の翌月1日**となります。たとえば4月15日に資格喪失申出書が健保で受理された場合、**資格喪失日は5月1日となります。**

ご不明な点がございましたら任意継続担当までご相談ください。

常務理事	事務長	担当者	受付印